

大関のこども



坂井市立大関小学校

学校だより第12号

令和4年7月5日

HPアドレス



<http://www.ozeki.ed.jp>

「その人らしさ」を大切にできる、児童の育成を目指して！



「弁護士によるいじめ予防」の授業を通して



7月1日（金）、5、6年生で「弁護士によるいじめ予防」の授業を行いました。これは、学校におけるいじめ防止等の取組の一層の充実を図るため、法律の専門家である弁護士による法的見地から、いじめの未然防止を児童生徒に考えさせるという目的で県が行っている事業です。

当日は、本物の弁護士さんがお話に来てくださり、弁護士バッジも見せていただいたこともあって、子どもたちは大いに感動していました。いじめの事例をもとに、起こってしまったいじめをどうしたら止めることができたかについて考えました。登場人物それぞれについて、まずは個人で考え、その後は小グループで意見交換し、最後は全体で発表しました。弁護士さんからは、いじめは集団の問題であること、被害者、加害者、観衆、傍観者という四層構造になっていること、傍観者はいじめのOKサインを出していることと同じであることを教えていただきました。

「それはよくないね」「そんなこと言わないでおこう」という言葉や、信頼できる人に相談するといった「小さなNO」を増やしていくこと、誰もが「その人らしさ」を大切にすることが、いじめのない社会につながることを学びました。今後も引き続き、「その人らしさ」を大切にし合える児童の育成を目指し、取り組んで参ります。



「人権についての学習」 いじめは絶対にしない、見逃さない！



中旬から下旬にかけて、5、6年生の学級で生徒指導担当が「人権についての学習」を行いました。具体的ないくつかの項目について、それらがいじめに当てはまるかどうかをまず、個人で考えました。その後、友達と確認し合ってみると、いじめだと思わないか、人それぞれで感じ方が異なることに気づきました。また、いじめの事例について、良くなかったところと自分だったらこうしたいということについても考え、班ごとに意見交換も行いました。子どもたちからは、「やめよう」と止めたり、先生に相談したりしたいという意見が出されました。相手が心や体を傷つけられ辛い気持ちになれば、それはいじめであり、いじめはどんな理由があっても許されないこと、そして、いじめを絶対にしない、いじめを見逃さない、傍観者ではなく支援者になることを確認しました。今後も、誰もが幸せに笑顔で生活できるよう、人権について考える機会をもちたいと思います。

